

かたり通信

福井から原発を止める
裁判の会 会報

SINCE MAY 2012

◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■代表：中嶋哲演 事務局長：嶋田千恵子

■「裁判の会」事務局連絡先→問い合わせはこちらまで・・・

・南康人(090-1632-8217) 又は

・小野寺恭子(090-6275-4451) 〒910-3606 福井県福井市田尻栃谷町 14-1 まで

■弁護士事務局連絡先：笠原一浩弁護士

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18

口座名：福井から原発を止める裁判の会

みどり法律事務所 (0770-21-0252)

記号：00760-6

番号：108539

♣ホームページ：<http://adieunpp.com> (本通信 PDF 版/その他情報をアップロード！)



島崎氏の証人尋問決定！「最も重要な証人」と裁判所

恒例となっている入廷前の行進



1 月 30 日、名古屋高裁金沢支部で開かれた大飯控訴審の第 10 回口頭弁論で、内藤正之裁判長は、「島崎氏は最も重要な証人と考えている」と述べ、原子力規制委員会の元委員長代理である島崎邦彦氏の証人尋問が正式に採用されることとなりました。

今回の期日ではまず、裁判所が双方の準備書面、書証等を確認した後、意見陳述・プレゼンテーションが行われました。原告意見陳述は原発事故による被災地、福島県双葉郡富岡町から

茨城県水戸市に避難している木田節子さん。「福島は今」を直視すれば事故は全く収束していないとして、福島は今が福井の未来にならないように、と訴えました。また、第 30 準備書面（250km 圏外における危険性）について、一審原告復代理人の大河陽子弁護士が本件原発から 250km 圏外の住民についても、人格権の侵害が起こりうることを示すプレゼンテーションを行いました。

この後、裁判長は次回期日における島崎氏の証人尋問採用を決定し、尋問内容については、一審原告代理人は既に提出済みのものより詳細な内容を 2 月末、一審被告代理人は反対尋問の内容を 3 月末を目途として裁判所に提出することとなりました。

大飯控訴審は最大の山場を迎えようとしています！

次回期日：4 月 24 日（月）1 時半より

大飯控訴審

第10回口頭弁論期日の概要

<以下、「期日の概要」は本訴訟の弁護団事務局長である笠原弁護士による>

1 準備書面陳述・証拠提出等

一審原告は控訴審第28～31準備書面をそれぞれ陳述。

一審被告は準備書面(33)を陳述。

一審原告は甲403-438を提出。

一審被告は乙182-185を提出。

一審原告は島崎氏の尋問事項の補充を提出

2 意見陳述、プレゼンテーション

(1) 意見陳述＝控訴審第30準備書面（本件原発から250キロ以遠の一審原告に生じうる被害。追って提出）に関連し、福島原発事故では極めて広範囲にわたって深刻な被害が生じたこと

一審原告・木田節子さんが15分程度

(2) 第30準備書面（本件原発が過酷事故を起こした場合、本件原発から250キロ以遠の一審原告についても人格権の侵害が生じること）

一審原告復代理人・大河陽子弁護士が15分程度

3 今後の進行

▼裁判長：

次回に島崎邦彦氏を証人として採用することを決定します。原告の主尋問は60分でよいですか。

▼一審原告代理人・笠原弁護士：

結構です。

▼裁判長：

被告はいかがでしょうか。

▼一審被告代理人：

同じくらいでお願いします。

▼裁判長：

最大で60分くらいですか。

▼一審被告代理人：

はい。ただ、1月24日付け上申書で対象が明らかになったとは思いますが、即日で証人尋問をしたいので、特に5と6についてはより詳細なものをお願いします。また、専門家証人ですので、30分くらいの休廷時間を頂きたい。(編注：上申書については、「期日の概要」の末尾に紹介しますので、参照してください)

▼一審原告代理人・甬守弁護士：

5項と6項はより詳しいものを提出いたします。

▼一審被告代理人：

主尋問で使う書証のリストと、また新規書証があれば2月末までをお願いします。

▼裁判長：

書証が膨大になりますので、原告、被告双方とも書証のリストをお願いします。

▼一審原告代理人・鹿島弁護士：

被告の方もお早目をお願いします。

▼一審被告代理人：

1週間前までにお出しします。

▼一審原告代理人・笠原弁護士：

1週間前ですか。

▼同・海渡弁護士：

3月末でいかがでしょうか。

▼裁判長：

では、今回は13時30分から14時30分まで主尋問、15時から16時まで反対尋問。書証リストは原告が2月末、被告が3月末までをお願いします。

▼裁判長：

大間の尋問調書はどうになりましたか。

▼一審原告代理人・笠原弁護士：

藤原先生への書面尋問の結果は甲429として提出しています。一方、佐藤暁証人の尋問内容は、既に論文として提出しているものを別にとすると、MOX燃料や火山といった大間原発プロパーの内容となっておりますので、本件原発へのあてはめ

は、直接この裁判所でお話を聞いて頂くのが良いと思います。

▼裁判長：

では、大間原発関係では、今回出したものがすべてということになりますか。

▼一審原告代理人：

はい。

(数分休廷)

▼裁判長：

島崎証人は、控訴審においては最も重要と考えています。それを聞いて、その他の証拠調べや進行を決めたいと思います。次々回期日において審理計画について述べたいと思います。

次回期日は4月24日午後1時30分、次々回期日は7月5日午後2時とします。

*以下は平成29年1月24日付で裁判所に提出した証人尋問に関わる「上申書」の別紙の内容。

尋問事項 (証人 島崎邦彦)

1 証人の経歴、業績及び専門

2 活断層学会2014年度秋季学術大会から同2015年度秋季学術大会までの証人の研究発表内容

(1) 活断層学会2014年度秋季学術大会の学会受賞記念講演、日本地球惑星科学連合 連合大会2015年大会、同年度日本地震学会秋季大会、及び同年度日本活断層学会秋季学術大会の研究発表内容

(2) 「ポストディクシオン」の考え方について

(3) 厚さ14km、垂直な断層を仮定して、入倉・三宅式を変形した理由、根拠

(4) 設定された断層長の意義、根拠

(5) 検討用に7つの地震を選定した理由

(6) 変形した入倉・三宅式と他の式とで適用結果が大きくことなることについて考えられる理由

3 2106年日本地球惑星科学連合 連合大会の研究発表内容

(1) 日本地球惑星科学連合 連合大会2016年大会における研究発表内容と従前の発表との関係

(2) 適用した断層面積の推定値の根拠

(3) 用いられたずれの量の根拠

(4) 入倉・三宅式について検討された結果

4 2016年熊本地震について検討した内容

(1) 熊本地震について国土地理院の震源断層モデルを検討した理由

(2) 熊本地震の地表地震断層の長さ(熊原)を入倉・三宅式に適用した理由

(3) 日本活断層学会2016年度秋季学術大会で発表した内容

5 証人の見解に対し入倉孝次郎京都大学名誉教授が自身のホームページで公表した見解について

6 熊本地震について瀬瀬一起東京大学地震研究所教授が公表している見解について

7 地震調査研究推進本部地震調査委員会において行われている強震動予測について

(1) 長期評価及び全国地震動予測地図作成に当たり用いられている経験式について

(2) 「震源断層を特定した地震の強震動予測手法」(「レシピ」)1.1.1(a)の(ア)の手法と(イ)の手法の関係

(3) 平成28年12月9日の修正の解釈

8 平成28年7月頃に原子力規制庁が実施した大飯原発の基準地震動の試算について

9 証人が大飯原発の適合性審査を原子力規制委員会の委員として担当していた時の認識について

10 入倉・三宅式のばらつきと証人の見解との関

係について

1 1 その他本件に関連する事項一切

以上

原告意見陳述

事故は収束していません！

原告 木田節子さん

2011年に発生した原発事故による被災地、福島県双葉郡富岡町から茨城県水戸市に避難している木田節子です。

(1) はじめに

あの忌まわしい東日本大震災から、間もなく6年になります。毎年3月になるとテレビや新聞は、「あの日を忘れない」「被災地はいま」などのタイトルで特集番組を始めますが、ここ2〜3年は順調に進む復興の話題が多いように感じます。福島に関しては避けて通れない原発事故の未収束については取り上げますが、放射能汚染や事故を起こした東京電力が「因果関係はない」と主張する、子どもの甲状腺がんなど、健康被害について伝えるのは一部の新聞社やテレビ局だけです。事業を再開したり、風評被害払拭に挑戦する農家の方の「泣いてばかりはいられない」「前向きに生きる」と話す姿で締め括られ、それが復興だと言われているような気がします。除染の結果もはっきりせず、健康被害には触れず、汚染廃棄物の入ったフレコンバッグだらけの町に帰還することだけが福島の復興なのでしょうか。復興の掛け声に消され、あまり公にはされていない「福島の今」を、避難住民の一時帰宅に同行し被災地の写真を撮り続けてきたカメラマンと、私と同じ双葉郡からの避難者の証言、私の家族の体験から紹介させていただきます。

(2) 福島の今

・原発災害で避難していた福島県の避難者数は最近のデータでは9万人を下回り約89000人となりました。内訳は県内避難が48000人で県外避難者は4万1400人となっています。一番多かったのは2012年の16万5000人でしたから約7万人が県内に戻ったことになります。この中には強制避難ではない自主避難者が含まれ3月には、避難先の住宅支援が打ち切られてしまうため、仕方がなく戻るといった人が今後さらに増えるかもしれません。また、震災前は200万人だった福島県の人口は現在190万人に減少してしまいました。

・仮設住宅やみなし仮設住宅(民間の賃貸住宅を県が借り上げたもの)を出たらどうするかの問題があります。公営復興住宅は家賃が必要となり、山間部の村から大きな町に避難した70代80代の方の中には年金が月に3〜4万という人も多く、家賃を払うと暮らせなくなるため仕方なく未修理の家に戻るといった人もいます。元々、農家をしながら現金収入のために原発で働くようになった人も多く、社会保険加入のない非正規労働であった人ほど現状は厳しいようです。その仮設住宅では、自治会長さんがNPO法人を立ち上げお米や食料品の支援を呼びかけています。現金収入を得るために除染の仕事に通う人もいます。

・避難区域は帰還困難区域、居住制限区域、帰還準備区域に分けられていますが、これは放射線量で決められた訳ではなく行政区で線引きされています。川や道路を一本挟んで向かいが警戒区域のまま、こちらは帰還できる町という訳です。その場合、精神的慰謝料がもらえる、もらえない、の差が生じ住民間の分断が起きています。

私の住んでいた富岡町には県内でも有名な桜のトンネルがありますが、その桜通りの右側は警戒区域のまま、左側は帰還解除となっています。放射線量にさほど違いはないようです。

・原発避難者は金がもらえる、億万長者が何人もいるなどと言われることも多いようですが、賠償

は土地面積や家屋の築年数、暮らし向きによってまちまちです。住み替えをするにも、帰還が決まれば町に残した自宅と転居先の家にも課税され、知らずに家を建てた人たちは、持ちたくもないのに別荘を持たされたようなもんだと嘆いています。土地と家の賠償にはローンの補償は入っておらず、震災以降も返済義務があります。

・置き場のない除染ゴミや震災ガレキ処分のためにあちこちに焼却炉が建設され、焼却灰は1キロ8000ベクレル以下のものをフレコンバッグに詰めてコンクリートを流したプールの中に直置きです。シートをかけて保管の最終処分場扱いです。最近では焼却灰は公共工事で再利用できることになりました。1キロ8000ベクレルでも1トン入りのフレコンバッグになれば800万ベクレル。そういった事業には大手ゼネコンが参入。仮設扱いで建設から稼働、事業終了までで何百億の大判振る舞い。住民への説明会を開くときにはすでに建設が決まっています。

・昨年、帰還に伴い助成金制度を利用して農業を始めた若夫婦が二人で自死しました。苦労してイチゴ栽培を始めたものの、県内のスーパーでもまだまだ遠方野菜のほうから売れていくのが実情で、売り場に残された見切りの値段のあまりの安さに将来を悲観したのではとされています。子や孫が県外避難したなどで、独り暮らしになった年配者の孤独死が多く、死因は急性心筋梗塞や脳溢血。不明の場合は突然死とされる。突然死は年配者だけではなく60代にも多発している。

・三春町の高台に住む知人が、「カラスが鳴かない日はあっても救急車のサイレンが鳴らない日はない。三春町を東西に走る国道288号線は原発被災地の双葉町と郡山市を結ぶ道。イチエフ収束現場の排気塔は、以前は2箇所だった亀裂や腐食が10箇所に増えた。頻繁に起きる地震のたびに大丈夫か？と心配になる。

・福島県の子どもの甲状腺ガン発症者が2016年12月には、疑いを含めて183人と発表されました。

平時の子どもの発症率は100万人に1人から2人と言われていることに照らし合わせると、福島の子どもは1億8000万人、または9000万人以上いなければならないことになります。震災当時18歳以下だった福島県の子どもは約37万人、日本の総人口は1億3000万人です。福島県は震災の年から県民の甲状腺検査や、体内の被ばく量を測定するホールボディ検査を行っています。治療や経過観察が必要とされた人の医療費は福島県が全額負担することになっていますが、甲状腺の摘出手術を受ける時、転移・再発については「口外しない」という同意書を書かなければなりません。そのためか、どのような治療が行なわれているのか分かりません。親たちが同意書に応じてしまうのは、同意しなければ治療費が自己負担になることや、子どもの将来への影響を考えてしまうからでしょう。甲状腺がん発症者は子どもだけでなく大人にも多発している。県の検査で3回異常なしと言われたが、気になるので他の病院で診てもらったらがんだった。肺の裏まで転移していて手術後にアイソトープを飲む治療を受けた。この治療は放射能を飲む治療で、治療中は誰にも会えない。自分自身が放射性物質になるようなもの。医者も防護服を着用し、着替えは放射性廃棄物なので処分。治療期間は4日間だったが現在体調は良好とのことです。

(3) まとめ

私は原発避難者になるまで、原発の町に暮らしながら、原発が過酷事故を起こすほど脆弱であるなどと考えたことはありませんでした。震災時は所用があつて福島には居りませんでしたが、爆発した原発の状況を繰り返し伝えるニュースの映像と緊張感ある政府発表で、はじめて現実に目覚めたのです。それでも、当初は避難生活が6年も続くとは思いませんでしたし、その後議論されるようになった健康被害が発生したり、最悪、双葉郡全体が移住することになったとしても「この国は

福島県民を見捨てることはしない。さまざまな補償はしてくれるだろうし、加害企業の東京電力は責任を取るに違いない」と信じていたのです。よもやフクシマを教訓に一度は止まった全国原発を、再び動かす日が来るとは考えもしませんでした。「政府は加害者であるはずの東電は守り、なぜ福島県民や子どもたちの権利や命を守らないのか」・・・

「ICRP とは国際放射線防護委員会の略称で、専門家の立場から放射線防護に関する勧告を行う民間の国際学術組織。非営利団体として公認の慈善団体でもある」とあります。その ICRP も「1 年間の被曝限度となる放射線量を平常時は 1mSv 未満」と定めていました。ところが、福島原発爆発からわずか 1 カ月後の 4 月 21 日、文科省は「暫定的」としながらも、福島県内の小中学校等の安全基準として年間 20mSv 以下の新基準を適用するよう、福島県に通知しています。

東電第一原発爆発後、原発から 30 キロ圏内が強制避難区域とされたのは平時の 1mSv が適用されたため、新しい基準の 20mSv を適用後は、原発事故による放射能汚染が広がった場合でも、その加害者である電力会社は広範囲で長期に渡る責任、つまり損害賠償を、以前に比べて軽減できることになる。福島を例にとれば、国がどれほど費用をかけて除染しても基準値である年間 1 mSv 以下にはならずにお手上げ状態の汚染地帯が、今回の新基準を当てはめれば 20 倍も緩くなり、除染の必要はなくなってしまう。同時に家や土地などの損害賠償の対象地域も狭まるだろう。また原発を新設する上でも避難区域の設定が狭まることでハードルが今よりも低くなる。まさに推進派にとっては全てにおいての魔法の規定。

調べるほどに一度は暗澹たる気持ちになった時、一審の福井地裁判決を読み直しました。日本政府がすでに原発を推進した後であっても、「豊かな国土に国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなるこ

が国富の損失」の言葉で、推進する人々を論してくれました。

「原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになったといえる」と、数年先を予告し、福島の今が福井の未来にならないようにと、守っていただきました。

本日の裁判官の皆さまには、魔法の規定に頼ることなく、あなたの町を次のフクシマにできなかったのは私たちですと誇れる、素晴らしい判決を下されるよう、お願い申し上げます。



放置状態の汚染物質の詰まったフレコンバッグ・・・
こんな町に帰還せよというのでしょうか・・・

プレゼンテーション

250km 圏外における危険性

(控訴審第 30 準備書面関連) 大河陽子弁護士
＊パワポを用いたプレゼン。以下は第 30 準備書面を参考に、編集子が再現したもの。文責＝編集子。

本件原発より 250km 圏外に居住する住民の危険性について、1 法の求める公衆被曝限度、2 本件原発で過酷事故が起きた場合、3 低線量被曝による健康被害リスク、4 結論、に整理して説明する。

1 法の求める公衆被曝限度

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」では、福島第一原発事故を受けて、「国

民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全」を目的とすることを明示している（1条）。この規定を実施するために制定されている「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」において、「周辺監視区域」とは「管理区域の周辺の区域であって、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えるおそれのないものをいう。」（2条2項6号）となっている。具体的には「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」において「周辺監視区域」の外側の線量限度は1年間につき1 mSvであることが定められている。

また原子炉設置許可申請時には、申請書の記載事項として、「発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項」が含まれており、具体的には「周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果」（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則3条6号ハ）と規定されている。この実効線量は前述の線量告示のとおり1 mSvとなっている。

原子炉設置許可後では、原子炉設置者は施設を「技術上の基準」に適合するように維持する義務があり（規制法43条の3の14前文）、この「技術上の基準」とは、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」のことを指し、この規則では「周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように発電用原子炉施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。」（同規則39条1項1号）を求めている。この「原子力規制委員会の定める濃度限度」を定めたのが「経済産業省告示第六十一号」の第8条1項であり、そこでは、外部放射線及び内部放射線により被曝する可能性がある場合には、その線量が実効年間線量1ミリシーベルトを超えないような濃度を濃度限度とするように定められている。

したがって、原子稼働中も、周辺監視区域の外における実効線量が年間1ミリシーベルト以下であることが求められている。

原子炉等の廃棄時については、「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄について、保安のために必要な措置」を講じる義務があるとしており（法第43条の3の22第1項3号）、気体状、液体状の放射性廃棄物の廃棄時に、その濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下にすること定めている（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則90条4・7号）。この「原子力規制委員会の定める濃度限度」を定めたのが「経済産業省告示第六十一号」の第8条1項であり、したがって、ここでも周辺監視区域の外における線量が実効年間線量1ミリシーベルトを超えないような濃度を濃度限度とするように定められている。

また、「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄について、保安のために必要な措置」を講じる義務があり（法第43条の3の22第1項3号）、気体状、液体状の放射性廃棄物の廃棄時に、その濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下にすることとなっている（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則90条4・7号）。

以上のように、法は設置許可申請時、稼働時、廃棄時まで一貫して公衆被曝限度を年間1ミリシーベルト以下とすることを求めている。

2 本件原発で過酷事故が起きた場合

本件原発の過酷事故によって、どの範囲に年間1ミリシーベルトの被曝が生じ得るのかについて、元京都大学原子炉実験所助手の瀬尾健氏のシミュレーションに基づき、主張する。このシミュレーションは、「WASH-1400」（通称ラスムッセン報告）の計算手法を用いて、事故類型、放射性物質の動き、天候・風速・大気、被曝の種類などを想定し、さらに被曝による影響を仮定して行ったものであ

る。

大飯原発3号機の過酷事故のシミュレーション結果によれば、大飯原発3号機から約1250キロメートル地点（原告らの居住地域のうち最も原発から遠い地点）の被曝線量は、1000キロメートル地点の被曝線量15.9ミリシーベルトと1500キロメートルの地点の被曝線量5.35ミリシーベルトの間の値となった。シミュレーション結果のうち、250キロメートル圏外の主な結果を以下に示す。

大飯原発からの距離	年間被曝線量
300 km	200 mSv
400 km	116 mSv
600 km	51 mSv
800 km	27 mSv
1000 km	15.9 mSv
1500 km	5.35 mSv

ウクライナでチェルノブイリ原発事故を受けて1991年に制定された「チェルノブイリ法」では、年間5 mSvの土地の住民は強制移住の義務があり、1～5 mSvの土地の住民は避難する権利があるとされている。これを当てはめれば、大飯原発3号機から約1250キロメートル圏は、日本のほぼ全土を含むので、国民の大多数に移住の義務が課せられることになる。石垣島、宮古島などの国境付近の島嶼のみが圏外であり、実質上、国内には移住できる場所がほとんどない事態に陥る（下図参照）。



さらに大飯3号機・4号機が同時に過酷事故を起こした場合は、上述の被曝線量が2倍になると考えられる。

3 低線量被曝による健康被害リスク

一審被告は、平成26年10月24日付控訴答弁書5頁において、「100 mSvを下回る被ばく線量でがんの発症率が有意に上昇するとの疫学的報告は存在しない。」と主張しているが、最近（2010年代）の疫学研究では、成人でも小児でもこれよりはるかに低い線量で有意ながんリスクの増加が生じることが明らかにされている。以下は取り上げた5報の研究の概要である。なお、以下の研究での1 mGy=1 mSvとして差し支えない。

(1) 国際コホート研究：放射線をモニターされた労働者の白血病およびリンパ腫による死亡リスクと電離放射線：2015年6月、フランスの公的法人放射線防護・原子力安全研究所のKlervi Leuraud博士らが、医学雑誌The Lancetの専門誌であるThe Lancet Haematology誌において発表。

これは英米仏3か国の核関連施設従事者合計30万8297名を対象とした調査で、赤色骨髄への年平均被曝量1.1 mGy、平均累積被曝量15.9 mGy、累積被曝量の間値は2.1 mGyという低線量・低線量率の被曝においても、被曝1 Gyごとに白血病によって死亡するリスクが3.96倍（＝1＋過剰相対リスク2.96）に増加することが検出された。

この研究に対して、IARC（WHOのがん専門機関である国際がん研究機関）は「本研究の結果は、白血病による死亡と電離放射線被曝との正の関連性を裏付ける強力な証拠を浮かび上がらせ、被曝によって白血病のリスクは直線的に増加することを示した。」と評価している。

(2) 職業上の電離放射線被曝によるがんリスク：仏英米従事者の後ろ向きコホート研究：2015年10月、David B. Richardson ノースカロライナ大学公

衆衛生専攻准教授らが、医学雑誌 *British Medical Journal* において発表。

これも前述の研究と関連して、英米仏3国の核関連施設従事者合計30万8297名を対象としており、平均累積結腸被曝量20.9 mGyという低線量においても、白血病を除く全がんの死亡率は1 mGy当たり48%、全固形がんによる死亡率は47%増加していることが認められた。

この結果に対して前述のIARCは、「この結果は、現在までの最も強力な研究に基づく長期的な低線量電離放射線被曝後のがんリスクに関する直接的な証拠を提供している。」「本研究は、固形がんと低線量電離放射線被曝との間の因果関係に関する証拠を強化する。」と発表している。

(3) 自然放射線と小児がんのリスク：センサスに基づく全国的コホート研究：2015年6月、スイスベルン大学社会予防医学研究所のリサーチグループ長であるBen D. Spycherらは、米国立衛生研究所の支援によって発行されている *Environmental Health Perspectives* 誌において発表。

1990年～2000年のスイス国勢調査における16歳未満の小児約210万人が対象。その結果、小児という放射線感受性の強い年齢層では、わずか毎時0.2 μ Sv以上の線量（この程度の線量は、平成28年3月時点でも福島県内に多数存在。）であつても、毎時0.1 μ Sv未満の線量の場合に比して、全がんおよび白血病・急性リンパ性白血病・中枢神経系腫瘍が明らかに増加していることが分かった。

(4) 1980～2006年の間のイギリスにおける自然放射線と小児白血病および小児がん発生率に関する記録に基づく症例管理研究：2012年6月、イギリスオックスフォード大学小児がん研究グループのGerald M. Kendall博士らが、*Nature* 誌の発行者であるネイチャー・パブリッシング・グループの発行する白血病専門誌 *Leukemia* において発表。

小児腫瘍の国家登録に基づき1980年～2006年

の間にイギリスで出生し診断された症例（2万7447例）と癌のない対照（3万6793例）を対象としてこの研究によって、イギリスにおいても、自然放射線レベルの被曝ですら小児（15歳未満）白血病は増加し、累積被曝量4.1 mGy超では統計的に有意であることが明らかにされた。

(5) 小児期のCTスキャンによる放射線被曝とその後の白血病および脳腫瘍リスク：後ろ向きコホート研究：2012年6月、イギリスニューカッスル大学健康・社会研究所のMark S. Pearce教授らが *The Lancet* 誌において発表。

1985年～2002年の間にイングランドまたはウェールズ、スコットランド（イギリス）の国民保健サービス（NHS）センターにおいて初めてCTで検査された、当時22歳未満であった患者のうち、以前にがんと診断されていない患者を対象とした研究で、累積被曝約50 mGyという低線量のCTスキャン使用ですら白血病リスクは約3倍に、累積被曝約60 mGyという低線量のCTスキャン使用ですら脳がんリスクが約3倍になることが分かった。

これら5報の研究結果より、100 mSv以下の線量においても白血病を含むがんのリスクが統計的にも有意に高いことは、争点たり得ない事実である。「100 mSvを下回る被ばく線量でがんの発症率が有意に上昇するとの疫学的報告は存在しない。」という一審被告主張の事実は存在しない。

4 結論

以上のことから、本件原発で過酷事故が起きた場合、原告らは少なくとも公衆被曝限度の5倍の被曝を受け、がん・白血病の発症・死亡などの健康被害等の被害を受ける恐れがある。

したがって、原判決において請求が棄却された原告を含め、すべての一審原告について、深刻な人格権侵害が生じることは明らかである。

報告&記者会見

(3時10分より金沢弁護士会館にて・・・司会進行は鹿島弁護士)

◆中嶋哲演さんより挨拶

今日の傍聴から外れた方は3名でした。その方々には気の毒なのですが、だいたい法廷の様子は皆さんが見聞していただいたとおりでと思います。

まず、福島の木田さんから貴重な証言をしていただきました。裁判官の心を揺さぶったと信じます。大河弁護士の陳述は、木田さんが放射線被曝の問題について訴えられたことを、専門的な観点から補うように、被告が言っていることに対して的確な反論が、最新の具体的なデータに基づいて行われて、非常に良かったと思います。

1ミリシーベルト(1mSv)と20mSvというのが二人の議論の中で要点になっていましたが、私が心得ている問題として5mSvというのがあるんです。この5mSvは被ばく労働者、原発の中で働く労働者が、5mSvを年間に浴びた場合、それがきちっと証明されて、一年後以後、白血病になれば、労災保険が適用されるという値なんです。

あと、小出裕章さんのお話では、原子炉実験所内の放射線管理区域、年間の被ばく量が5.6mSvだけになるそうで、その場所では絶対に寝泊まりできないし、飲食もできないし、出入り時に衣服のチェックも厳しいということでした。そういう



駆けつけてくれた多くの支援者！多謝です！

環境下にあるのが研究者たちの管理区域での内容なんです。

それが、福島では「20mSv以下なら大丈夫」なんていうことで、みんな帰還を促されているわけです。ほんとに理不尽だと思っています。

それから、この会場の受付に、木田さんも参加されている共著なのですが、『いつかあなたの街のことに』という木田さんの言葉が題になっています。「原発と優生思想」という非常に深刻な、被ばく問題に関わる眼目の問題だと私は思っていますが、これに言及したパンフレットが有りますので、ぜひお買い求めいただければと思います。

◆海渡弁護士よりコメント

河合さんが帰っちゃいましたが、同じ電車のはずなんです。(会場：笑)

ひとことだけ申し上げたいと思います。今日は島崎さんの証人尋問をしっかり決めるということが最も大きな課題だったわけですが、それが決まって、それぞれどういう尋問事項であるか、書証をどう活かすか、そういうことが決まったという点が重要だと思います。

裁判所は島崎さん証言を聞いた後のことは何も言いませんでしたが、そのあと6月以降の期日で今後の進行について判断するという感じです。

そこでうまくいけば、次につながって別の証人調べができるかもしれないし、さらに追加で聞いてくるかもしれない。いずれにしても延長戦にもつれこんでいる。島崎さんの証言ができて、それを待っている期間内にさらに地震学者や専門家の人の証拠などを出せるかどうか、そういうことが非常に重要なポイントになってきています。そういう努力も弁護団としては、ぎりぎりまで続けていきたいと思っています。

今日の木田さんのお話は、僕が聞いていて、非常に深刻な実態というのを切々と語られて、裁判所も真剣な顔をして聞いていたと思います。イチゴ農家の方の話は涙無しには聞けないようなお話

だったと思います。

こういう実態がすこしずつではありますが社会の表面に現れてきて、それをほんとうに正確に裁判所・司法の中に届けていくということが、この裁判活動の重要な役割になっているのではないかと感じています。

次4月、島崎さんの尋問成功のために、弁護団としても頑張りたいと思います。

◆笠原弁護士より期日報告

期日報告をいたします。私たち一審原告は、第28準備書面から第31準備書面を提出しました。それぞれの内容を簡単に申し上げます。(編注：以下項目のみに要約)

・控訴審第28準備書面

津波の危険性に関するもの：16世紀高浜町に到来した津波の評価、津波高さのシミュレーション検証（大津地裁と関連）

・控訴審第29準備書面

重大事故を起こさなくても深刻な環境破壊を生じる：放射性廃棄物は数万年、玄海町の白血病死亡率、大飯原発のトリチウム発生は玄海と並び日本一、ドイツの小児白血病、韓国古里原発近くの住民勝訴、温排水と若狭湾生態系

・控訴審第30準備書面

一審判決は250km圏内の原告の請求を認めたが、遥かに遠いほぼ日本全国が危ない

・控訴審第31準備書面

基準地震動関連：藤原広行氏函館地裁書面陳述から、島崎氏陳述書('16.06)以後の地震レシピの修正＝従来の電力各社の調査不十分を警告

◆南守弁護士より説明

裁判所が基準地震動関連のことに興味を持っているようなので、第31準備書面で少し補足しました。前回の準備書面を出して以降、政府の地震調査研究推進本部、地震調査委員会というところが作っている「強震動予測手法」(レシピ)というも

のが、12月9日付けで改定されています。その内容がパッと見は分かり難いということで、報道機関各社はあんまり反応がなかった。でも、よく読めば、島崎さんの問題提起を受けて改定されたものだと分かると思いますので、それについて裁判所に説明するというのが一つです。

それから函館地裁、大間原発の裁判に、藤原広行さんという防災科研の強震動の専門家が書面尋問に回答してくれました。その内容は大間原発に関係することというよりも基準地震動に関わることについて多く言及していただいているところがあり、こちらでも出そうと、入倉・三宅式のばらつきの問題とか、島崎先生のご指摘について、「島崎先生が主張するような条件下では、それは妥当するものだ」という証言をいただいて、それを出したということです。

島崎さんの尋問に向けて補充しなければいけないところもあろうかと思いますが、3ヵ月弱ありますので、できるかぎり準備をしていきます。

◆木田節子さんよりコメント

第一審でも意見陳述をさせていただきました。避難して1年間、私は何もしていませんでしたし、社会運動もしたことも無いし、世の中のことを考えたことも無かったけど、デモとか集会で発言したんです。今にして思えば恥ずかしい発言しかできなかったんです。5年経って少しは私もいろんなことを学んで、相手を批判するだけでは、変わらないんだということを感じています。

賠償の請求だとかで何度も何度も会ううちに、東電の社員の方たちは、ほんとに気の毒なくらい深く頭を下げるんです。その一方で、初めての一時帰宅の時に原子力安全委員会が東電の関係者かわかりませんでした、上



意見陳述をされた木田節子さん

席の方が横柄な態度で「ただ今から皆さん防護服を着てこれこれの注意事項を聞いて一時帰宅のところにしてください」と言われた時に、私の夫が手を上げて「今から富岡の家に入るんだけど、私たちが立ち入るところは現在何マイクロシーベルトあるのか。答えてみろ」と言ったら、誰も答えられなかった。夫が「行く先を事前に調べていないとはどういうことだ」と言うと、5分か10分して「〇〇マイクロシーベルトだそうです」みたいに人から聞いて話しました。その時から私は、「ああ、上の人と下の人は違うんだな」と思っています。

陳述をお引き受けしたのは、私なりに理由があります。2015年4月樋口決定が出た時に天木直人さんがブログで「樋口裁判官は素晴らしい。第2の伊達判決（編注：1959.3 砂川事件の東京地裁）だ。すごい勇気だ」とたたえた後に、原告は「自分の手柄のように喜んでいる時ではない。勘違いしてはいけない」と書いてあったんです。そして、原告は「勇気ある樋口判決を見殺しにしないことだ。そしてそれは決して容易なことではない」とも。それを読んだ時に、私はその通りだと思い、いろいろ考えて、言えるだけのことを言おうと思って来ました。

◆記者との一問一答

Q：次定期日に島崎先生の証人尋問が決定したことを弁護団はどう受け止められましたか。

A（佐藤弁護団長）：基準地震動を決める公式として入倉・三宅式がありますが、今回、島崎さんがこれについて過小評価を指摘されました。大飯原発だけではなく全ての原発の基準地震動がおかしいということになります。島崎さんの証言は、日本の原発の基準地震動を確かめる大きなポイントになると考えます。

Q：次定期日の島崎先生の証人尋問の後、次々定期日からは、函館地裁に提出している藤原氏の尋問内容を詳細にして準備書面として提出されるの

ですか。

A（笠原弁護士）：函館地裁では大飯原発の裁判が行われています。藤原広行さんという強震動の専門家に対して書面で質問することが行われました。その結果によりますと、現状の基準地震動の策定においては、不確かさというものがどうしても生じますので、そういったことをもっとしっかり考慮しなければいけないという回答を出されました。その回答結果は今回この裁判に第31準備書面で提出しています。一方、元原子力技術者の佐藤暁さんに対する証人尋問も行われていますが、その尋問調書をこの大飯原発裁判の証拠として提出するよりは、大飯原発について裁判所に佐藤暁さんの証言を直接に聞いてもらうほうが良いと考えています。

A（鹿島弁護士）：函館地裁の藤原広行さん尋問については、書面尋問の結果がすでに提出してありまして、基準地震動で他の証人尋問・結果も現時点では提出予定がないということです。この大飯裁判において、これ以上函館地裁の結果を用いるということは、現時点では無いです。島崎証人の証人尋問の意義と今後の見通しについて、担当の弁護士から補足をしたいと思います。

A（甫守弁護士）：私はそれこそ異例のことだと思います。島崎さんが規制委員を辞めたばかりなのに、自分のやったことが間違っていたのだということを、ほぼ正面から公に言い出したということです。それまで、基準地震動というものの自体が地震学会の中でもごく限られた人たちしか知らないようなもので、コミュニケーションがほとんど広がっていかない。基準地震動を知っている人たちは、みんな原子力事業者と何らかの関係のある人たちだったので、その中である意味で完結してしまっていて、その外でというのが頭に入らなかったと思います。

原子力村とあまり関係の無かった島崎さんが委員になられて、とくに活断層の認定などはある程度の改革が進められたと思うのです。その島崎さ

んでも委員時代にはなかなか手が届かなかった入倉・三宅式問題について、委員を辞めた後に検討して、ちょっと気づけなかったことに気づいた。今までの普通だったら、気づいても「自分がやったことは間違っていました」ということは、なかなか公に言えないのではないかと思います。島崎さんは気づいたら、「ちゃんと言わなければいけない」とマスコミの取材も何社から受けて、「このままでは危険なんだ」ということを発信されました。そういうふうに、原発の問題がありますけれども、この基準地震動のことはあまりにも専門的すぎて、なかなか技術的な問題が広がらなかったところで、島崎さんが委員になり、また辞めた後に発信をして、こういうふうな流れになっています。これは、やはり、福島原発事故を受けて、専門家の間でも、もっと風通しを良くして思ったことをちゃんと言っていないと、この問題が根本解決にならないという意識が出始めているのかなという、ひとつの希望のようなものだなと思うのです。

私どもとしては、島崎さんが思ったことをこっちの聞き方がまずくて言えないという状況は無いようにしたいと思いますので、しっかり準備したいと思います。あと、裁判所にしっかりと理解してもらえるような尋問にしたいと考えております。

今後の見通しは、今日、裁判長が言ったとおりで、我々はそれ以上のことはわからないわけなんですけれども、次々回の期日が入って、そこで裁判所が審理概要を述べるということはおっしゃっています。島崎さんの証言だけでこの基準地震動問題というところが完結するのかどうかはまだわかりません。島崎さんご自身もおっしゃっているように「強震動の専門家ではない」。強震動の専門家ではないからこそ、今回、気づけた視点だと思いますが、やはり、強震動の専門家の視点というのも大事だろうと、我々も考えております。強震動という観点でもう少し突っ込めることが、もしできるなら、何か考えていきたいなと検討しております。

◆支援者からの質問等

▼南さん（司会：裁判の会の事務局次長）

本日は雨も降っている中をたくさんの方が傍聴に駆けつけていただいて、ありがとうございます。次の期日、4月24日の島崎さんの証人尋問で裁判のひとつの山場を迎えていきます。次期日には今日を上回るたくさんの方が傍聴に集まっていただきたいと考えています。

▼Oさん（福井県越前市）

控訴審になって、裁判長がかなり急いでいるような印象を受けました。そのあと弁護団のいろいろなご努力で、簡単に結論をだすのではなく、島崎さんの証人尋問をするようなところまで持ってこられたと思います。このあと判決までの、今の時点での大まかな想定はどんなもののでしょうか。

▼笠原弁護士

島崎先生の陳述書提出以前は、法廷での発言が少なく、何を考えていらっしゃるのか弁護団が認識するのが難しかったです。しかし、島崎先生の陳述書をきっかけに、基準地震動をめぐる問題が社会全体に広がりました。その発火点がこの裁判です。裁判長もこの論点に関しては興味を示さざるを得なくなったと思います。

これをもって勝訴できるとまで断定はできませんが、大きな手がかりを得たとは言えます。今後もこの論点に限らず、社会全体を揺さぶるような仕掛け、弁護団・原告の皆さんで社会的な運動と一緒に作っていきましょう。それによって、勝訴の可能性が高くなると思います。

▼Aさん（福井県福井市）

前回の期日から裁判所の態度がころっと変わって、私らのほうに向くようになりました。

木田さんが天木直人さんのことを紹介されました。私たちの闘い方が樋口さんの判決・決定を生かす、一生懸命にそういうことをやれば、裁判所に私たちの熱意が伝わるのかなあと思えました。

もうひとつは、無関心のことです。今日ここにおられる方は、お話なんかが良くわかって、「いま

大切な状況なんだ」とかで、熱心に聞くのですけれど、大多数がそういうことに無関心ということがあります。「最も恐ろしいのは悪人たちの言葉や暴力ではなくて、善人たちの恐ろしいまでの無関心と無言であった」(編注:キング牧師の演説から)という言葉がありますけれども、今日お二人(木田さんと大河弁護士)にお話しいただいたことを、どうしたら他の方々に伝わるのかなあと、いろいろ思っています。

▼Sさん(福井県福井市)

木田さんにもう少しお聞きしたいです。仮設住宅の方は、今、どんな暮らしか、教えてください。

▼木田節子さん

私は、川内村の仮設住宅の方たちのところに月に1回か2ヶ月に1回、行っています。お米や野菜を届けることをしてきて、今は行くのが楽しみになっている。それは、私が行くのを本当に待っておられるからです。

今年の正月には、裁判の会事務局の福井の小野寺さんが一緒に仮設住宅を訪ねてくれました。もうひとりの男の方は、私が関西で「私たちに聞くよりまず行ってみれば…」と粗っぽく言ったら、「分かりました。行きます」となった方です。

仮設の方々に関わってみると、いろいろ分かることがあります。仮設住宅の家賃は無料ですが、精神的慰謝料なども早めに打ち切られる、電気、ガス、水道代は支払わなければならない。NHKの受信料も払う場合があります。

川内村は私の富岡町や檜葉町と郡山市の間、阿武隈山地の盆地にあります。昔の生活は「沢の水を引いて飲み、薪を焚いて風呂を沸かし、自分の食べるくらいの物は自分で作って暮らしてきた」というものだったそうです。だけど「山を越えた向こう側に原発というものができて、定期点検の度に雇用してくれて、いいお金をもらえる」ということになって、だんだんと車も買い、生活が楽になって、山の生活から変わったのでしょうか。

原発事故が起きてみたら、放射能の通り道で、

暮らすこともできなくなった。仕事も無くなってしまった。「年金はもらえるだろう」と思うでしょう。そういうところの人(原発労働者)は非正規が多く、社会保険も入っていない人夫出しの会社がとても多かった。その人たちが70歳、80歳になって年金をもらったら、国民年金で3~4万円しかない。

自分で食べるものを作れないし、水道代もガス代も払って、復興住宅の家賃が3万円ぐらいになるから入れない。だからボロボロの家に帰る。家の修理代はもらった人もいそう。でも、精神的慰謝料を早いうちに打ち切れ食べていけないから、請求した修理代で「食っちゃった」、あるいはパチンコ、飲酒に使った話もあります。ただそれも、1週間に1回のパチンコが誇張されて伝わることなどがあります。年金が少ない、傾いた家でも帰るしかない、とはそういうことです。

私がここ2~3年関わってきた皆さんは、NPO法人の「昭和横丁」、自治会長の志田篤さんが「ここに残った120人、何でいつまでも仮設に居ると思う」「金が無いの」「病気を持っているし」と言われます。歳をとって車が運転できない、車が無い、買い替えや修理できない、それで山の家に帰ったら病院にも通えない。お金もかかるし、食べるものも無いし。

だから志田さんは「恥ずかしながら、コメとサバ缶で1週間生きていけるので、どうかお願いします」と最初に呼びかけたのです。それを聞いて、少しでも何とかできればと思って「お米をください。野菜をください」と声かけをして、届けてきました。

その「昭和横丁」の120人、皆さんが帰るそうです。帰るしかない。住み替えの賠償請求(まだできるのです)をしても、建てて50~60年経った家は不動産評価額が少ないし、土地も1坪2~4万円のところなのでいくらになるかです。もらったお金を足して郡山に住み替えするにはとてもお金が足りない。だから、帰る。一人一人、事情は

違いますが、川内村の場合には貧困と病気を抱えて、それでも帰るそうです。そんな状況なんです。

▼ 梶島弁護士

玄海原発差止め訴訟弁護団の梶島（かばじま）です。1月27日に口頭弁論がありました。併せて玄海原発3,4号機の再稼働を許さないという仮処分の申立てをしました。私たちは裁判の都度に提訴を行いまして、いま第20次提訴まで行いました。原告は10,220人ぐらいです。

政府が「福島はだんだん復興してきている」「被害もだんだんなくなっている」という「被害隠し」をこれからどんどんやってくると思うのです。それでも、私たちが各地で差止めの裁判を行っているからこそ、「原発再稼働に反対」60%近い国民世論が減らないのだと思います。

裁判所が判決を出すときに、再稼働反対の国民世論が半数を割っているのは、安易に再稼働を認める判決になると思います。だから、各地の地元で頑張り、全国と交流しながら再稼働反対運動を続けていく、裁判もその一つと位置づけてやっていく必要があります。

今日は木田さんから福島の被害の陳述が出されました。政府の「被害隠し」は今後ますます強くなってくると思います。被害の事実を常に裁判所に訴えていくことを堅持して、私たちも裁判を闘っています。

この大飯原発訴訟は、高等裁判所での闘いですから一番最初に最高裁に行くでしょう。もっとも全国の訴訟団が連帯をして頑張っていく必要があると思います。玄海原発訴訟からは、若手の弁護士が「4月24日島崎さん証言の時にはぜひ行きたい」と言っています。今後とも共に連帯しながら頑張っていきたいと思います。

▼ 南さん（司会）

それでは、これで本日の報告集会・交流集会を終わっていきます。4月24日の期日に、これを倍する傍聴の人を集めるために事務局も頑張っています。よろしく、お願いいたします。

控訴審バスは走る

（敦賀市と金沢を往復する車中での参加者コメントの一部：兵庫のKさんが集めてくれました。）

■ Hさん（福井県高浜町）

金沢の方にずっと通っています。前々回くらいから裁判長の態度が変わってきたような感じがしてどうしたものかなあと思っています。関電も今までは発言がなかったんですけど、前々回くらいから積極的になってきたなあという感じがしています。

■ Aさん（京都府）

私も裁判長の変わりようを前々回くらいから感じていますが、どの裁判でも、一つでも空席を埋める意味で今回も参加しました。

■ Tさん（福井県坂井市）

ドラマで見る裁判の印象で原告と被告の間で発言が飛び交うのかと思っていたが、実際ずっと聞いていると、一方的な話だけで活発な議論がない、ディベートとまでは言わないが、そういうものから正しいものが出てくるのでは？裁判長自身は意見が言えないかもしれないが、生々しい声や突っ込みを言ってくれれば、盛り上がっていいのにと思っているし、関電側の生の声が聴きたい。

■ Hさん（福井県）

4月24日に基準地震動の問題が争点化すると聞いているが、どういう風に争点化しているかがつかめていない。双方の主張が私らにもわかるように、問答集でも事務局で用意していただけるとありがたいなあ。ある程度基礎知識を持って裁判に臨みたいので、難しい宿題かもしれないがよろしくをお願いします。

■ Nさん（福井県？）

図書館で読んだ県民福井（新聞）に浅田さんの平和の俳句「住めずとも秋草を刈る仮帰宅」が出ていた。福島の人を楽しんでおられたこと、今の悔しさが伝わってくる。だから、裁判にはいつも参加させていただいている。

■Mさん（福井県小浜市）

高浜3・4号の土砂の不正や高浜町に対する9億円事件（15年の闘い、最高裁で負けた）など、住民監査請求を出して却下され行政訴訟に持ち込む闘いを8件やってきたが、負けると思ってやったことはないが、勝ったことは一度もなかった。ところが福井地裁で初めて勝訴判決をもらった。名古屋高裁でも勝つのではと思っている、それはこれまでの行政訴訟と違い裏切られることはないのではという気がしている。原告に勝たせる判決を書いても少数派ではないという実感を裁判官に持たせているような気がする。

■Mさん（福井県おおい町）

今日は法廷には入れなかった名誉ある3名。しかも今回は入れなかった3回目。わたしはちっとも残念でない、抽選で漏れる人が出るくらいでないといけない、わたしの代わりに裁判を監視して下さった方がいるということなので、次も来ます。木田さんとは大飯再稼働の頃、連れ合いがよくメールを毎日のようにやり取りさせていただき、ファイト、闘う精神をもらっていた。今日は久しぶりに一緒にお会いできると楽しみにしていたが連れ合いは別に大事な用ができ来られなくて残念。だが、とにかく負けてない、凹んでない、朗々たる木田節を聞いて安心した。南相馬の同じ宗派の住職さんから本2冊（「福島漂流」と詩集の「なんじゅすっぺ」）を送っていただいた。仮設住宅に暮らしている詩人の方のもの、仮設暮らしの方の心が壊れて行っている様相がうかがえる詩の集まりだった。望みがない、先が見えない、そういう中に政府はちゃんとした方針は示さない、安心して生活できる手だてや将来の方針もないような状態で取り残されている、そういうなかで人の心は壊れて行くんだろうということを悲しい思いで読んだ。そういう様子がこれからどんどん出てくるのではないかと思う。

■Nさん（福井県小浜市）

今日は皆さまお疲れ様でした。島崎さんを証人

に採用した裁判長自身が、島崎証人を最重要と考えていると言っていたが、前のもんじゅ裁判、金沢高裁で、元原子力安全委員会の佐藤一男さんが証言者に出てきて、自分が安全委員会時代に下した判断が必ずしも正しくなかったという答えを尋問のなかでした。勝訴の原因はそれだけではなかったが、元原子力安全委員長の発言ということで、そのことを思い出し、似たような感じになってきたなという気がする。

■Aさん（滋賀県）

裁判で印象に残ったところ。島崎さんへの尋問内容を早めに教えて欲しいと関電側が言い、鹿島弁護士が答えて「こちらはできるだけ2月中に、でそちらは？」と聞いた時、当初は期日の1週間前にと答えて、失笑を買っていた。

■Tさん（大阪府）

行きのバスでは今日の期日の準備書面解説をさせてもらい、報告集会の質問でもいっぱいしゃべってしまったが、質問で聴きたかったことは、福島県の周産期死亡率が上がっているという話が大阪の医師から出ているが、それが上がらないように、出生前の診断で堕胎してしまうのではという疑いを持っている。

■Sさん（大阪府）

樋口判決の裁判の時に運よく居合わせた。あの判決文は原点だと思い、読み合わせしたりして大事にしている。あの判決を守っていくべきだと、今日の木田さんのお話を聞いて改めて思った。



証人尋問前の「予備知識」

以下は、2016.07.31 京都・同志社大学烏丸キャンパス『原発の地震評価は過小 原発震災・破局的災害を止めるための集い』にて、甫守一樹弁護士が「島崎邦彦氏が指摘する入倉・三宅式問題の意味」と題して講演なさったスライドを「かたくり通信」今号用に編集したものです。集いを主催する連絡会には、大飯控訴審弁護団や裁判の会も参加していました。

Q. 01 島崎邦彦さんって誰？

A. 有名な地震学の先生だよ。

福島原発事故後に原子力規制委員会の委員になって、原発を動かしてもいいかどうかの国の審査に関わっていたよ。

1946年3月 東京都生まれ。地震学、東京大学名誉教授。日本地震学会、日本活断層学会所属

1970年 東京大学大学院地球物理学修士課程修了

1989年 東京大学地震研究所教授

2006年 日本地震学会会長

2009年 地震予知連絡会会長

2012年 原子力規制委員会委員（委員長代理）

2014年 同委員退任

好きなもの：甘いもの
苦手なもの：アルコール類
趣味というほどではないが：クラシック音楽、短歌



Q. 02 島崎先生はどうして規制委員に？

A. 東日本大震災とそれに伴う原発事故の反省が規制委員会の委員を引き受ける動機になったよ。

「福島原発事故を引き起こした大津波は予測することが出来た。」

「中央防災会議では人生最大の負け犬になって尻尾を巻いて黙ってしまった。その時の悔しさが委員になる決意をさせた。」

Q. 03 島崎先生の指摘って何？

A. 活断層の情報から地震の規模を予測するための科学的な式には色々なものがあるよ。

そのうち、入倉・三宅式と言われるものを使うと、特定の条件下では地震規模が小さくなって津波の高さを過小に評価してしまう危険性がある、というのが島崎先生の指摘だよ。

2015年 05月 日本地球惑星科学連合大会

10月 日本地震学会秋季大会

11月 日本活断層学会秋季学術大会

2016年 05月 日本地球惑星科学連合大会

ほぼ同じ内容で4度にわたり学会発表

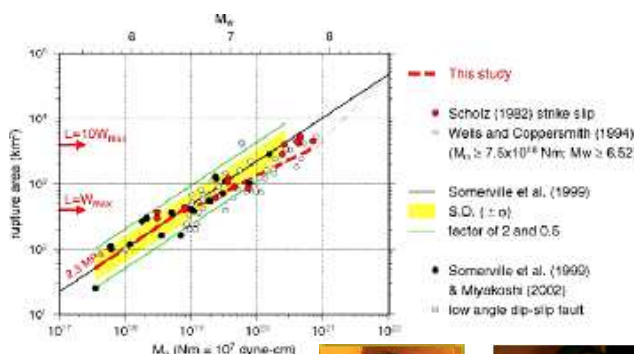
岩波書店「科学」2016年7月号に論文掲載

2014年活断層学会秋季大会 学会賞受賞記念講演も関連する内容

Q. 04 入倉・三宅式って何？

A. 入倉孝次郎先生っていう、有名な地震学の先生と、その弟子筋の三宅弘恵先生が作った式だよ。

震源になる断層の面積と地震の規模（地震モーメント）との間の関係式だよ。地震調査委員会っていう文部科学省の機関でも採用されている、権威のある式だよ。



入倉先生と三宅先生



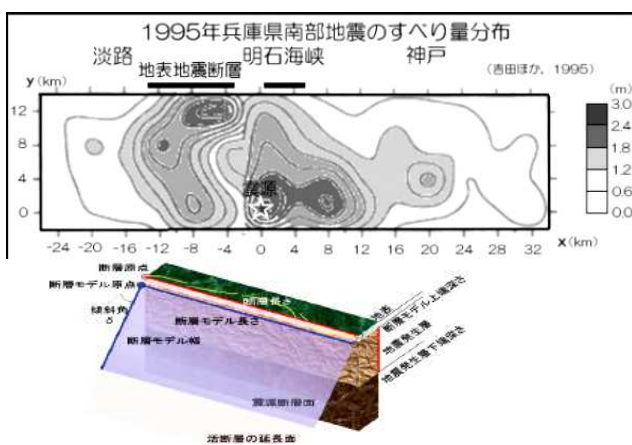
Q. 05 断層の面積って地震の前に分かるの？

A. 無理だよ。活断層が分かっている場合は、その長さとか幅を頑張って調べるけど、調べられるのは、

地表に近いところだけだよ。

断層の面積は、地表の付近の情報とかから長方形のモデルを作って推測するのが一般的だけど、実際に地震が起きてみると、全然違ってあるかもしれないよ。でも、入倉・三宅式も、他の式も、地震発生後の情報を使ってできているよ。

島崎先生の指摘は、地震発生前の情報だけから予測する場合、結果的に、地震モーメントを比較的精度良く当てられた式はどれか、という問題意識がポイントになっているよ。



Q. 06 入倉・三宅式でどれくらい過小評価になるの？

A. 傾斜角が垂直か垂直に近い断層だと、 $1/2$ から $1/4$ くらいになっちゃうよ。

	観測記録	武村式	山中・島崎式	松田式	入倉・三宅式	入倉・三宅／観測記録	断層傾斜角
1891年 濃尾地震	180	210	180	130	52	0.29倍	90°
1930年 北伊豆地震	27	32	28	21	7.9	0.29倍	90°
2011年 福島県浜通り	11	17	14	11	5.5	0.5倍	60°
1927年 北丹後地震	46	48	41	19	12	0.26倍	90°
1943年 鳥取地震	36	39	34	18	9.8	0.27倍	90°
1945年 三河地震	10	19	17	9	19	1.9倍	30°
1995年 兵庫県南部地震	24	45	39	20	11	0.46倍	90°

島崎先生が地震学会で使った表を編集して作成

Q. 07 どうしてそんなに問題がある式に「権威」があるの？

A. それはなかなか答えるのが難しい質問だね。

まず、活断層から地震が起きることは、日本全体

でも減多にないし、地震のデータの数はまだまだ少ないよ。

だから、地震の規模を事前に予測して、実際に発生した地震が予測と合っていたかどうかという検証は、ほとんど行われていないよ。

それに、もともと地震はとっても複雑な現象で、メカニズムの解明も十分じゃない。予測がはずれても「ばらつき」の範囲だって言われちゃうよ。

そのことと、一度政府の機関で採用されちゃったこと、入倉先生がとっても偉い先生だっていうこと、実際に原発の耐震設計とかで使われていることで、他の専門家も異論が挟みにくい雰囲気、あったんじゃないかなあ。

Q. 08 島崎先生の指摘が広がったのはなぜ？

A. 島崎先生は、学会では、津波の関係だけで入倉・三宅式の問題を指摘していたよ。

でも、2016年のある日、原発の基準地震動にも関係すると気がついたよ。

熊本地震で精度のいいデータが得られたこともあり、裁判の陳述書を書いたのがきっかけだよ。

Q. 09 規制委員会はどう対応したの？

A. 2度も島崎先生を呼んで話をしたけど、基準地震動の見直しはしないことになったんだ。

- 6.02 陳述書を作成
- 6.11~取材で審査のやり直しの必要性を訴える
- 6.16 田中俊一規制委員長らが島崎氏と面談
- 6.20 田中委員長が基準地震動の再計算を指示
- 7.13 規制委が試算結果を発表
地震動は小さくなる！？
- 7.14 島崎氏が田中委員長宛てに手紙
「納得できない」
- 7.15 島崎氏記者会見
- 7.19 田中委員長らが島崎氏と再度面談
- 7.27 規制委員会会合で検討終了を宣言

Q. 10 どうして島崎先生は声を上げたの？

A. 島崎先生は、規制委員会の委員の時は、入倉・三

宅式を使った原子力発電所の基準地震動でOKだと言ってきたよ。

もし入倉・三宅式ではダメだっていうことになったら、自分が担当してきた審査がダメだったということになるし、全国の原因に影響するよ。

でも、島崎先生は、同じ過ちを繰り返したくないと思って、勇気を持って声を上げたんだ。

今回は、『変人』と言われるのを覚悟でしつこく主張していきます



Q. 11 結局、島崎先生がやったことは無駄だったの？

A. 色々な意味で、無駄じゃない、と思っているよ。

国会の調査機関では、規制当局が徹底的に無謬性にこだわったこと、つまりそれまでの間違いを間違いと認められなかったことが、福島原発事故につながったと指摘されたよ。それを「安全文化の欠如」って言う人もいるよ。

でも、島崎先生は、どうして規制委時代に気付かなかったのかと批判されるだろうとか、古巣や研究者仲間によく思われないかもしれないとか、そんな小さなことにこだわることなく、今、自分で正しいと信じることに基づいて行動したよ。

そういう姿勢は、今後仮に脱原発を達成するとしても、ずっと考えていかなければならない原子力の安全確保に、必要不可欠な「安全文化」だと思う。

それに、いずれ必ず見直しは行われるはずだよ。

H29年定期総会の案内

■日時：5月14日（日）午後

■嶋田ビル（福井市御幸2丁目18-15）

■講演会 講師－荒木田岳さん

■総会協議事項：通常の議案に加えて、高浜3、4

号機の福井本訴の扱いについて協議する予定です。とりあえず日程を押さえておいてください。

*詳細については追って連絡します。

高浜3、4号機の本訴について

昨年3月9日の大津地裁仮処分決定を受けて、福井地裁から高浜3、4号機の差止めを求める本訴を行うという動きは保留状態にあります。

大阪高等裁判所で行われていた抗告審の審理は実質的に昨年12月末で終結し、近々中に仮処分決定の認可・取り消しについての決定が行われるものと考えられます。

この大阪高裁で下される決定、本会が抱えている大飯控訴審の今後の進展予測、保留から1年を経過した現在の弁護団体制、会員の皆様の意見等々を踏まえて前述の定期総会で方向性を協議する予定です。ご理解を下さいませ。

なお皆様からお預かりしている提訴のための印紙代については、通常の会費等とは別途に管理しております。このことは総会の場合でも詳しく説明をさせていただきます。

裁判の会の定例学習会第5回

*ローカルでこのような学習会を始めています。

・日時 2月26日（日）13：30-15：30

・場所 裁判の会事務所（嶋田ビル）

・内容 低線量被曝・内部被曝の影響

・講師 寺岡弘文さん（専門：生命科学）

会計からの連絡

別紙に会計からの連絡事項を同封しました。会費納入に関する重要情報ですので、ぜひご一読ください。

新聞記事より

元規制委員長長代理を証人へ

2017/1/31 朝日新聞
高裁金沢支部 大飯差し止め控訴審

関西電力大飯原発3、4号機（福井県おおい町）の運転差し止め訴訟の控訴審で、名古屋高裁金沢支部の内藤正之裁判長は30日、原子力規制委員会の元委員長代理の島崎邦彦・東大名誉教授（70）を証人として採用することを決めた。

島崎氏は地震学者で、関電が地震の揺れの算定に使った計算式では「過小評価の可能性がある」と指摘していた。

証人尋問は4月24日。尋問を申請した原告側弁護団は、地震の揺れを想定する計算式への見解や、規制委で大飯原発の審査を担当した当時の認識などについて尋問する予定。

島崎氏の指摘は他の原発訴訟でも書面で証拠提出されており、証言内容が他の裁判に影響を与える可能性もある。

脱原発弁護団全国連絡会共同代表の海渡雄一弁護士は「原発の審査にあたった人の証言には重みがある」と話す。

島崎氏は2012年9月から2年間委員長代理を務めた。退任後、学会などで原発の地震想定で使う計算式「入倉・三宅式」は過小評価になる可能性がある」と主張。

規制委側とも面談を重ねたが、規制委は「揺れの大きさを見直す必要はない」とし、意見がすれ違

ったまま議論を終えていた。

大飯3、4号機をめぐるのは、14年5月に福井地裁（当時・樋口英明裁判長）で運転差し止めを求めた住民らが勝訴。関電などが控訴していた。

（田中あられ奈、西村圭史）

大飯原発差し止め控訴審

島崎氏の証人尋問決定

2017/1/31 朝日新聞

関西電力大飯原発3、4号機（おおい町）の運転差し止めを求めた訴訟の控訴審

内藤裁判長は「島崎氏は

の第十回口頭弁論が三十

日、名古屋高裁金沢支部で

あった。内藤正之裁判長は、

原告の住民側が申請した元

原子力規制委員会委員長代

理の島崎邦彦・東大名誉

教授の証人尋問を、次回四

かにした。

閉廷後の記者会見で、原告側の代理人弁護士は「大飯原発の基準地震動（想定される最大の揺れ）は過小評価されている」と言っている島崎さんの見解を、しっかり裁判所に伝えることは大変重要だ」と証人尋問の狙いを説明した。

この日の口頭弁論では、東京電力福島第一原発事故によって福島県富岡町から水戸市に避難している原告の女性（仮名）が意見陳述。避難者になるまで、原発が脆弱であるとは考えなかった。避難生活が六年も続くととは思わなかった。などと心情を述べ、原発再稼働の動きを批判した。

関電側は提出した書面で「大飯原発に基準地震動を超える地震動が来ることは、まず考えられない。原発の地震に対する安全性は確保されている」と主張した。

▼編集ノート：島崎氏証人尋問は控訴審の行方を大きく左右すると思われます。一人でも多くの周囲の方々にこの期日の意義を訴え、傍聴を呼び掛けていただければと思います。▼本誌17頁からの「証人尋問前の「予備知識」」は、大阪支局の「さん」が整理したもの。ご一読を。▼大河弁護士の第30準備書面は海外の医学文献なども読み込んだ上での労作です。原文は本会ホームページにアップしてあります。